

包山楚簡の宮と宮大夫

土 口 史 記

はじめに

「郡県制」形成過程の解明が、これまでの先秦史研究において最も重要な研究課題のひとつであったことは周知の通りである。

とりわけ西周期に淵源を持つとされる「県」については、それがいかにして中央集権的支配を実現する制度へと変化してゆくのか、専ら先秦と秦漢との差異を追究することに研究者の関心が注がれてきた^①。筆者は先に、この「県」の継承関係について、西周―春秋晋―三晋―秦―漢という系譜を想定した（土口史記二〇一〇a）。県を領域編成の単位として採用したのはここに示した諸国であり、「郡県制形成史」の観点からすれば、これこそが正統に位置する流れということになるだろう。しかしながら、この系譜が示すのはあくまで当時の領域支配の一端に過ぎない。この系譜

上には位置付けられない、すなわち秦漢の「郡県制」に必ずしも直結しない領域支配のあり方を検討することが必要となる。

一方、先秦時代の「郡」に対しては、県に比して驚くほど学界の関心は薄かった。郡が地方統治機構としてその姿を現し始めるのは戦国期以降に限られるが、これまで漠然と郡とは戦国諸国に共通の制度として捉えられてきた。ところが近年の出土資料を用いた研究によって、戦国郡の実態が次第に明らかになってきた。

これに鑑み、土口史記二〇一〇bにおいて、郡の出現は秦が前四世紀の半ばに大規模な領域拡大を果たしたという「特殊」な経歴に由来しており、同様の経歴に乏しいその他の諸国においては郡なる広域支配の制度を用いる契機がそもそも欠けていたことを述べた。すなわち、郡制の開始は戦国秦に優れて特殊な経歴に起因し、これを戦国当期に普遍的であったとみなすのは適切ではない。

い。戦国秦の状況を普遍化できないとすれば、ここでもやはり「郡県制」に帰結する流れとは異なった領域支配の展開への注目が要請されてくる。

先秦時代においては、各国、各地域の現実に即したそれぞれの領域支配のあり方が多様性、地域差を孕みつつ存在していたことが想定されるが、統一秦そして漢に至り「郡県制」が地方統治制度の基本となったことよって、我々はそうした多様性を見失いがちである。秦漢「郡県制」を中央集権の完成形とみなし、そこに向かう直線的な過程を想定する「郡県制形成史」の観点からする先秦史像には、自ずと焦点の偏りが生じることは免れない。こうした問題意識に鑑みれば、当面課題となるのはこの偏りを剔出し、また可能な限りそれを修正していくということになる。

そのためには秦以外の諸国の地方統治制度への目配りが不可欠となるが、近年飛躍的に増加しつつある戦国期の出土資料は好個の材料を提供してくれている。そこで小論で取り上げるのは、前四世紀後半の楚の司法・行政関係文書を含む『包山楚簡』である。そのうち「文書」類とされている竹簡群には、伝世文献に未見の地方行政単位が散見し、しかもそれらは郡一県といった構造を有さない点、資料価値は極めて高い。しかし、既に提出されているいくつかの専論においてはなお「郡県制」に強く引きつけられた

議論が目立ち、それによって戦国楚特有の地方行政単位の正確な姿を復原することが困難になっているように思われる。そこで小論ではまず包山楚簡中の地方行政単位に関する先行研究を追い、その問題点を整理したのち、「郡県制形成史」にとらわれない視点が必要であることをあらためて指摘する。続いてその実践として、研究者によっては「県」と同義とみなされる「宮」そして「宮大夫」の具体的検討を行い、それが「県」のごとき行政単位とはみなしがたいことを論証する。ただし「宮」とは何かという問題は、なお資料が十全ではなく、本稿においても断案を下すには至っていないことを予め断っておく。しかし諸説紛々たる「宮」の問題に一石を投じることによって、「郡県制形成史」に収縮されない視座を提示することを目指したい。

なお包山楚簡の簡番号は湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一aに従い、その番号を「」で示す。正面・背面はそれぞれA・Bで示す。

① 「県」についての研究史は、榑山明一九九四、松井嘉徳二〇〇二、土口史記二〇〇七を参照。

一 包山楚簡と戦国楚の地方行政単位

包山楚簡は一九八七年に湖北省荆門市包山二号楚墓より出土し、

一九九一年出版『包山楚簡』において釈文・図版が全面的に公開された（湖北省荊沙鐵路考古隊一九九一a）。包山楚簡には七種の大事紀年と豊富な干支記事が含まれており、それは楚曆の格好の検討材料となるとともに、墓葬の年代を確定するものでもあった。すなわち、その紀年のうち「大司馬昭陽敗普師於襄陵之歲」に関して、該当する戦役が『史記』楚世家に前三三三年の記事として確認され、曆日との照合からこの紀年は前三三二年を示すことが検証された。これを起点として、その他の大事紀年の先後と該当年が明らかになった。うち最も遅い紀年である「大司馬悼滑救郟之歲」^②が前三三一年に当たり、この紀年を持つ簡[267]に「左尹葬」と墓主である左尹昭旄の被葬が見えることから、この包山二号墓の年代が確定した。^③従って、包山楚簡は前三二一―前三一六年前後という確実な年代範囲において扱うことが可能な資料であると言える。^④

さらにその資料価値を一層高からしめるのが、この前四世紀末という時期としてはほとんど類例を見ない、行政・司法関係の文書を含んでいるということである。湖北省荊沙鐵路考古隊一九九一aにおいて「文書」類として分類されている一群の竹簡がそれであるが、郭店楚簡・上海博物館藏戰國楚簡といった比較的大部の戦国楚簡が獲得され、楚文字研究の水準が飛躍的に高まった今

日においても、その内容は主に典籍・卜筮祭禱記録・日書・造策に限られており、包山楚簡のような「文書」の類は稀覯に属する。特に本論の関心において注目されるのは、それら「文書」類に散見する戦国楚の地方行政単位である。従来の文献には見られなかった、もしくは希少であった地方行政単位の性格を解明するための格好の材料として包山楚簡は注目され、そこに見られる州の性質について一早く専論を提出した羅運環一九九一や、里や州を楚の地方行政における基層単位として取り上げた顧久幸一九九三など、包山楚簡全体の公表直後より多数の論考が発表された。^⑤

中でも総合的な研究として重要なものが陳偉一九九六（第三章）である。^⑥氏は「地域政治系統」として、邑・散・或・里・州・県・郡・封邑を抽出し、各々の性格を検討している。氏は邑・里を地方行政の最小の基層単位とみなし、それぞれの性格について、邑が専ら辺鄙の地域で田（耕地）と関係して現れるのに対し、里は国都やその郊区に現れているという文献史料による考察を手がかりに、包山楚簡において邑は郷野の地方組織、里は城邑中の地方組織を表していると指摘した。

邑・里といった、秦漢以降一般的になり、また先秦文献にもしばしば言及されるものであれば、その性格を探るための資料は比較的豊富である。そして包山楚簡の出土により戦国期についても

効果的な実証研究が可能となったことが上記の研究によって示された。その一方で、より上位の県・郡については包山楚簡中に直接その存在を示す記述はない。また宮・敵・或は文献史料に現れず、その性質は包山楚簡の中に求めてゆくしかないのだが、伝世文献と直接には比較照合できないことから、その分析には困難が伴い、先学の間でも大きく意見が分かれている。

これについて、戦国楚にも秦漢代のような「郡—県」構造の存在を想定し、その中に包山楚簡所見の地方行政単位を嵌め込もうと試みるか、そもそも郡県制とは異なる構造を想定するかは、方針として重要な分岐点であると思われる。従来包山楚簡研究においては、秦漢の郡県制を規準とし、その枠組みを当て嵌めるなしいは同種の要素を見出そうとする、前者の姿勢が顕著である。

例えば包山楚簡の地名を網羅的に考証した顔世鉉一九九七は、地名を封君・県・邑・州・里などに分類する中で、「県」と判定する基準をいくつか明示しているが、その基準の一つに、春秋期の「楚県」との名称の一致ということが挙げられている^⑦。それは、『左伝』等の文献で「楚県」と見なされる地名が包山楚簡にも登場すれば、それも「楚県」とみなす、といった手続きで包山楚簡中の地名を「県」と判定するものである。すなわち春秋「楚県」の存在を前提に、それが包山楚簡の時代に継承されていると考え

られている。

しかしながら、このように春秋「楚県」を自明な存在として前提することには問題がある。本邦においてはむしろ春秋県と秦漢の県との相違を求めていく方向で研究が進められてきたことは土口史記二〇〇七において述べた通りである。また同拙稿において指摘したように、春秋楚県を検討するうえで基本資料となる『左伝』において、「地名十県」の用例が楚に関しては見られず、これは晋において「地名十県」が頻出することとは対照的であり、春秋「楚県」という存在自体が疑問視されるのであった。

「楚県」という概念にはなお不明瞭な部分が多く、明確にその性質が判明しているわけではない。そもそも「楚県」とされるものの地方統治における役割について、既存の研究蓄積にもかかわらず、その軍事力が際だっていること以外について具体的なこと、例えば平時の地方行政における役割や権限については、あまりよくわかっていない。無論、後代の郡県制下の県と同様の、中央の直轄地として君主により派遣される県令・長が統治を行うといった制度的な均質性が保証されているかなど全く定かではない。そうした理由から、筆者は少なくとも春秋期に関しては「楚県」なる名称で楚の地名を一括りにしてしまうことに躊躇を覚える。

このように包山楚簡に「郡—県」構造を想定する従来の研究で

は、前提となる「楚県」の姿が極めて曖昧であるという点が重大な弱点となっている。包山楚簡において「県」が一切出現しないことに対して、曖昧な「楚県」概念を援用して包山楚簡の検討を行うという手法を取るならば、確実な議論は期待できないだろう。

包山楚簡においては確かに、いくつかの地名が行政上同一レヴェルに属していることは明白である。そのこと自体は認められるにしても、それを単純に「県」と括り、文献に基づいた成果と直結させることには危険が伴う。確かにそれは先秦時代を「郡県制形成史」の視座からのみ捉えるならば有益かもしれないが、「郡県制」から類推していく手法は、いわば結果論的ではない。現時点では、そのような方法論が伴う予断を排除するためにも、「郡県制」云々の問題からは離れ、何より包山楚簡そのものに即した考察に基づいてその性格を捉える試みが必要である。

- ① 『史記』楚世家「楚懷王」六年、楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。」
- ② また「大司馬悼滑達(將)楚邦之師徒以救郢之歲」(1226)なども表記される。
- ③ 湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一b附録、王紅星「包山簡牘所反映的楚國曆法問題——兼論楚曆沿革」、劉彬微「從包山楚簡紀時材料論及楚國紀年与楚曆」、陳偉一九九六(第一章)を参照。
- ④ その他、包山楚簡及び包山二号楚墓についての基礎的な情報は池田雄二二〇〇八(第七章)、藤田勝久二〇〇五(第一編第五章)、駱宇

壽・段書安編二〇〇六(四四五—四四七頁)に簡要な整理がある。

⑤ 州・里に関する最近の研究として魯鑫二〇〇八がある。

⑥ 本邦では藤田勝久氏による書評がある(藤田勝久一九九八)。

⑦ 顔世鉉一九九七(一一五頁)。

⑧ 藤田勝久二〇〇五(二二三、二三五頁)は「文書」簡に「県」の名称を記さないことに注意を喚起し、また「公・正」の存在する地名を県とみなすことに疑問を呈している。ただし氏は陳偉一九九六と同様、「県レベル」とする同一階層の行政機構を想定しており、県が基本的な行政単位であると見なしている。

二 「宮」県」説

包山楚簡の出現によって、伝世文献に未見の資料が新たに獲得されたことは前述の通りであるが、そのなかでも比較的研究が集中しているのが「宮」である。しかしながら前述のような「郡県制形成史」の観点に影響し、その性格が十分に把握されるには至っていない。ここではまずは宮をめぐる先行研究を概観しておく。

陳偉一九九六(九八—一〇〇頁)は、先秦・秦漢期、邑が県のことを指す場合もあったことから、宮Ⅱ県であるという説を提示した。「宮大夫」とは戦国期の楚県の長官の称谓の一つであるとし、「Ⅱ」を付けたのは下級の「邑」と区別するためという^①。朴俸柱二〇〇五は、宮は邑と通用しないとしながらも、「葉(葉)

「匭大夫」[30A]の「葉」が「左伝」等に見える「楚県」であるとして、匭は「県」一級の上級組織の別称であるともなした。さらに、匭は諸々の「里」を所屬させ、その長官が「匭大夫」であるとし、これを地方長官の一つに数えている。ただ匭と「県」とではその来源・内部構造・地方統治における作用が異なるとして、完全に同質とは見なしていないが、その詳細な相違については資料不十分として踏み込まない。また最近の論考として詹今慧二〇〇八^②は先行諸説を紹介したうえ、県・匭の地位を弁別することはできないとする一方、匭はみな「県」の地名と同時に出現するといひ、匭の属する職官はみな「県」に置かれた官であるとみなす。そのため匭は「県」の異称であった可能性もあると指摘している。

一方、主に文字学的な方面から「匭」説を補強するものとして趙平安二〇〇三がある。氏は「匭」とされてきた文字を「匭」と釈し、これが音韻的に「県」に通じるとみなした。しかし李天虹二〇〇五が、その解釈では包山楚簡の「襄陵之行僕匭于郊」[35]が解釈できないと疑義を呈し、自身は秦簡などの照合から「舍」（館舎・とどまるの意）に解する説を支持している。これは九店楚簡や睡虎地秦簡「日書」甲種に見える「挈」を「序」||「舍」と解釈する李家浩氏（湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編二〇〇〇、一一四―一五頁）および施謝捷一九九八

の説などを受けたもので、当該字を「邑」ではなく「予」に従うともなしたうえでの見解である。なお「序」とする字釈については、先に掲げた詹今慧二〇〇八が包山楚簡の用例に則した批判を提示しており、それによれば「邑」と「予」は包山楚簡では混用されていないという。本稿はこれに従い、包山楚簡の「匭」の字釈は問題にはしない^③。

他にも羅運環二〇〇五は、匭は「州」以上の食邑あるいは中等の邑であり、楚県の長官の称谓は尹公であるという点から、匭は「楚県」とみなせないと指摘している。

以上に挙げた匭に関する研究では、これを「県」と同義に解する説を軸に、その是非をめぐる議論が展開されてきた。いずれにせよ匭を「県」と同系統にある地方行政単位の一として捉える意見が大勢を占めている。

他方、これらと一線を画するものとして注目されるのが、黄盛璋一九九四・劉信芳一九九七の見解である。両者とも「匭大夫」を説明したもので、それは特定の官職を指すのではなく、複数の官名をまとめていう「汎称」であるとする。黄盛璋一九九四は詳論を欠くものの、匭大夫を数例挙げたうえ、それが「通称」であり「專名」ではないと述べる。劉信芳一九九七は、「襄陵匭大夫」[3]が、同簡の「葉陵大匭彥・大駉尹師・郷公丁・土師墨

……」を包含していると考え、前者は後者を「汎称」したものである説を提示した。両論考の議論は全く別個になされているようだが、結論はほぼ同様である。なおこれらはいずれも「宦大夫」の説明であるが、宦そのものに関しては、劉氏は「宦大夫」以外の宦を冠する官名について、「宦司馬」は宦大夫に属するとしつつ、「郷之兵甲執事人宦司馬」[81]や「臨易之宦司馬」[53]の事例から、郷・臨易が「県」とすれば宦はそれ以下の行政単位であろうと推測する。つまり宦を県に下属する行政単位と見なしている。また「大宦」「少宦」については史書に未見ながら周礼に擬えれば「郷大夫」の類であろうとする。これもおそらく宦を県以下の行政単位とみなしたものであろう。結局のところ劉氏は、宦そのものは県以下の行政単位とみなしている^④。

しかしながら「宦大夫」が複数の官名の汎称にすぎないとする両氏の指摘は傾聴すべきである。ただ両者いずれも考察や根拠の提示がごくわずかに止まっているため、次節において宦の資料に即して検証を加えていくこととしたい。

- ① 近年の王頴二〇〇八（五五頁）も陳偉氏の「宦Ⅱ県」説に従い、これを「行政区画類名詞」に分類している。
- ② 同論考は著者詹今慧女士より惠贈に与った。ここに記して感謝申し上げる。
- ③ その他、黄盛璋一九九四・羅運環二〇〇二も「宦」と隸定すべき

とを論じている。

- ④ ただし劉信芳二〇〇三（一一九、一六〇頁等）においては宦大夫を「宦大夫」と読み替えている。

三 宦と宦大夫

表一に包山楚簡「文書」類において「宦」の登場する記事全てを掲げた^①。なお便宜上、隸定は必ずしも厳密ではなく、通行の字体に改めたところもある。墨釘等の符合は省略し、重文符号は文字に起こした。それぞれの語義・竹簡の内容については読解困難な部分も多いが、内容の理解にあたっては湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一a・劉信芳二〇〇三・陳偉等二〇〇九を参照した。

表一は簡番号の順に並べているが、行論の必要上「宦大夫」が見えるものから検討していきたい。まずは①である。左尹が「宦大夫」に命じ、某種なる人物の「典」が「兼陵の参録」にあるかどうかを「諱」Ⅱ調査させることとなり、これを実行したのが「兼陵大宦瘞・大駢尹師・郷公丁・士師墨・士師鄒慶吉」という官員のグループである。それぞれ具体的な職掌は不明だが、大宦瘞以下、みな兼陵という地に属する地方官員に違いない。このグループによる調査の結果、某種の「典」の存在が確認された。末尾に「大宦瘞内（入）氏（是）等（Ⅱ文書）」とあるのは以上の

[表一] 包山楚簡「文書」類にみえる「宀」

	簡番号	釈文
①	12-13	東周之客許綰至胙於蒧郢之歲、夏曆之月甲戌之日、子左尹命蒧陵宀大夫諱郢室人某癘之典之在蒧陵之參鈔。蒧陵大宀痄・大駢尹師・郢公丁・士師墨・士 [12] 師郢慶吉啓蒧陵之參鈔而在之、某癘在蒧陵之參鈔、間御之典匪。大宀痄內氏等。 [13]
②	26	八月壬申之日、郢易大正登生駢受期、八月癸巳之日、不遲郢易宀大夫以廷、阡門又敗。 正羅壽戩之。[26]
③	47	九月甲辰之日、額司敗李聽受期、十月辛巳之日、不遲額宀大夫媿公逃具・鄭易公穆痄與周愷之分諱以廷、阡門又敗。 [47]
④	53	九月辛亥之日、臨易之宀司馬李圻受期、戊午之日、不量廡下之賁、阡門又敗。 秀免。 [53]
⑤	62	九月壬戌之日、緇郢司惠郢郢受期、十月辛巳之日、不遲安陸之下隨里人屈夫・少宀陽申以廷、阡門又敗。 疋般。 [62]
⑥	67	十月戊寅之日、郢師大宀屈扈、大伴尹夏句浩受期、亥月辛未之日、不靴茲虛歸其田以至命、阡門又敗。 劓缺。 [67]
⑦	81	冬祭之月癸丑之日、周賜訟郢之兵甲執事人宀司馬競丁、以其政其田。 期甲戌之日郢遙公畫戩之、沅□為李。 [81]
⑧	126-128 AB	左尹與郢公賜・正婁依・正令翌・王私司敗邊・少里喬與尹尹・郢遙尹康・發尹利之命謂、蒧陵宀大夫司敗諱蒧陵之州里人陽鏞之不與其父陽年同室。夏曆之月己酉之日、使一戩獄之室以至命、不至命、阡門又敗。 [128A] 夏曆之月癸卯之日、散言市以至、既涉於喬與、喬差僕受之。 其諱散言市、既、以遁郢。 [128B] 東周之客許綰至胙於蒧郢之歲、夏曆之月癸卯之日、子左尹命蒧陵之宀大夫諱州里人陽鏞之與其父陽年同室與不同室。大宀痄・大駢尹師言謂、陽鏞不與其父 [126] 陽年同室。鏞居郢、與其季父□連當陽必同室。 大宀痄內氏等。 [127] ※簡の順序は陳偉一九九六（三一頁）により改めた。
⑨	129-130 AB	東周客許綰歸胙於蒧郢之歲、夏曆之月、恆思少司馬登痄言謂、甘匪之歲、左司馬迪以王命命恆思倉葉具（？）王之鬻一青襪之賁、足金六勾。 [129] □歲也、恆思少司馬屈棼以足金六勾聖命於葉、葉宀大夫左司馬越虢弗受。盛公駢之歲、恆思少司馬陟（？）勝或以足金六勾倉葉、葉宀大夫集陽公蔡邊虐（？）受。 [130A] 須左司馬之筮行將以輿之。 [130B]
⑩	155AB	□南陵公邵謹・襄陵之行。僕宀於郢。郢足命葬王士、若葬王士之宅。僕命恒履足、若足命。郢少司城興韻為故、履足於僕。方郢左司馬競慶為大司城故客、且政五連之邑於葬王士、不以告僕。 [155A] 既言之、誼之左尹。 [155B]
⑪	157AB	郢宀大夫命少宰尹郢諱郢大梁之戩樹之客苛坦、苛坦言謂郢工尹屈陽命解舟贊・舟裁・司舟・舟斯・車翻・釜斯・牢中之斯・古斯・垵竿駢信・竿信之嵩、貞解。 [157A] 亥月己亥之日、郢少宰尹郢諱以此等至命。 [157B]
⑫	188	(所諱於正令翌、翌辰乙亥、登蔡・競駢。…… [187]) 乙酉、郢宀大夫黃輶、郢易人陳坡、己丑……。 [188]

ことを報告したこの文書が大宦疾によつて提出されたことを示す。この部分は文書を送信した人物を示す署名のような役割を持ったのであろう。

これと形式を同じくし、かつより完全な内容を有するのが⑧であり、これもまた兼陵に関わる。左尹以下、鄴公賜・正婁・正令翌・王私司敗邊・少里喬與尹羿・鄴逢尹庠・發尹利より「命」が下されたが^④、その内容は「兼陵宦大夫司敗」に兼陵の「州里人」である陽鍾なる人物がその父陽年と「同室」であるか否かを調査させ、その結果を期日までに「截獄之圭(主)」をして「至(致)命」(＝復命)^⑤せしめよ、とごうものであった。[28A]末尾の「阨門又敗」は、「不××、阨門又敗(××)という命令を執行しなければ、懲罰を下す」との形式で包山楚簡「受期」類に類出する文言であり、過失を犯さぬよう戒めておくため命令文書の末尾に置かれる定型句である。このことから、[28A]は左尹から下された命令文書の内容をそのままに写し取ったものと考えられ、当時の命令文書の原貌を保っているともみなしてよい。これに対する報告文書が[286:127]であり、その冒頭の「東周之客許緄至胙於蒧郢之歲、夏原之月癸卯之日、子左尹命兼陵之宦大夫……」は、既発の命令を兼陵宦大夫側がもう一度繰り返したものであり、「子左尹」と敬称を用いることから、それが宦

大夫側から出された報告文書であることがわかる。実際の報告内容は「大宦疾・大駭尹師言謂」以下である。調査の結果、陽鍾は父ではなく、季父□連鬻陽必と郢にて「同室」していたことが報告された。

以上を踏まえて⑧と①とを比較すれば、①は宦大夫側の報告文書が残っているのみであり、それ以前に左尹側から下されたであろう命令文書(の写し)は欠けていることがわかる。つまり①において、左尹からの命令文書は、宦大夫側の報告文書中に間接的に引用されているにすぎない。①と⑧における文書の往來を整理すれば表一の通りになる。

ともに宦大夫に対して命令された事項が実際には大宦・大駭尹^⑥などによつて執行されていることから、宦大夫が具体的に指すものは大宦以下の諸官であったことがわかる。先に述べたように、劉信芳一九九七が宦大夫を「汎称」と見なした理由はここにあった。次に⑨は文書の往來という観点から見れば、「恆思少司馬登擲」の報告文書である。元來の命令内容は、「甘匠之歲(前三一九年)、左司馬迪以王命命恆思倉葉具王之饗一青犧之賚、足金六勺」の部分である。左司馬迪が「王命」によつて恆思に命じ、葉(葉)から諸々の物品(詳細不明)を「倉」^⑦に貫買させるというものであった。「足金六勺」がその対価であろう。続いてその報

[表二] ①⑧の文書往来

	①		⑧	
文書	(命令文書)	報告文書 [12-13]	命令文書 [128A]	報告文書 [126-127]
発信者	左尹	蒞陵大宥孩・大駘尹師・郷公丁・士師墨・士師郷慶吉	左尹與郷公賜、正婁恂・正令翌・王私司敗邊、少里喬與尹翠、郷遼尹虜・發尹利	大宥孩・大駘尹師
受信者	蒞陵 <u>宥大夫</u>	(左尹)	蒞陵 <u>宥大夫</u> 司敗	(左尹與郷公賜、正婁恂・正令翌・王私司敗邊、少里喬與尹翠、郷遼尹虜・發尹利)
内容	評郢室人某疇之典之在蒞陵之參鈔	啓蒞陵之參鈔而在之、某疇在蒞陵之參鈔、問御之典置	評蒞陵之州里人陽鏞之不與其父陽年同室	陽鏞不與其父陽年同室
署名		大宥孩		大宥孩

() 内は現存しないが存在が想定される文書。

告として、「[130A] 以下に「□歳」と「盛公駢之歳」（前三一八年）の恆思と葉との交渉がごく簡単に記されている。それによれば、「葉宥大夫」は「□歳」には「足金六勺」を受けとらず、「盛公駢之歳」によりやく受け取ったという。

ここに特徴的なのは、葉側の担当者について、「葉宥大夫左司馬越𨾏」・「葉宥大夫集陽公蔡遼唐」のように、宥大夫に加えて左司馬や集陽公といった別の官名や「公」が付せられていることである。これと同様の例は③「顛宥大夫媿公遯具」にも見える。問題は、これらが(a)別々の人物、すなわち「葉宥大夫と左司馬越𨾏／集陽公蔡遼唐」「顛宥大夫と媿公遯具」ということを表しているのか、それとも(b)一人が二つの職を兼任している、すなわち「宥大夫であるところの左司馬／集陽公」のように見なすべきかという点である^⑩。

結論から言えば、(b)の意味で解釈すべきであろう。①⑧において、宥大夫が実際には大宥・大駘尹・郷公・士師を指していたように、宥大夫で一括される官職の中には、一見宥とは無関係にも見える雑多なものも含まれた。従って⑨でも同じく左司馬・集陽公がさらに宥大夫であったとしても不自然ではない。「左司馬」については⑩に「郷（鄆）左司馬競慶」[157]の例が得られるように、地方に所属するものがあり、従って「葉宥大夫左司馬越

賊」は、「菓宦大夫」でもあり「菓左司馬」でもあるだろう。また「集陽公」は集陽なる地の「公」であるから、菓とは別の土地の「公」が「菓宦大夫」を兼ねていることになる。これは一見不自然だが、類似した表現として「下蔡答執事人陽城公」〔18〕が挙げられる。下蔡の「答執事人」が「陽城公」であるという関係は、異なる地の「公」が「執事人」を兼ねている点、(b)「菓宦大夫であるところの左司馬／集陽公」と似る。〔20〕は下蔡・陽城の両地に関わる殺人事件について記すものであり、関係する事件の内容によつては、このように別の土地で「執事」することがあったということが知られる。「執事人」は官職の固有名ではなく、文字通り「事を執る人」を示す普通名詞であろう。⑨では、恆思と菓との交渉であるにもかかわらず、集陽公が突然現れて菓宦大夫を兼任しているのはなぜか判然としないが、この案件に限って何らかの関係者となっていたに違いない。③「頤宦大夫禳公逃具」も同様であろう。このことはまた、宦大夫が必ずしもある土地に固定的に所屬するような存在ではなかったことをも示す。

②③④⑤⑥⑦は全て「受期」類に分類される。いずれも「月日A、某が受期。月日Bまでに、しなげれば、阨門又敗」と定型のだが、内容は極めて断片的であり、いかなる文脈にあるのかはほとんど判明しない。このうち宦大夫は、先に触れた③「頤宦大

夫禳公逃具」のほかに②「郟易宦大夫」として見えるが、ここにはその個人名は記されておらず、人物を特定できないことに注意しておきたい。他の簡には宦大夫以外の「宦」を冠する官職名が見えているが、これらについては後述する。

⑪は「郟（郟）宦大夫」がその配下であろう少宰尹郟詎に、「大梁之馘壺之客苛坦」を「譚（蔡）𨔵（問）」するよう命じたのに対し、郟少宰尹がその苛坦なる人物の証言を報告したことが記される。これは報告文書のみであり、そのことは〔15B〕末尾に「郟少宰尹郟詎以此等至（致）命」と、文書によつて復命した旨の文言が存在することから明らかである。従つて冒頭の「郟宦大夫命少宰尹郟詎……」の部分は元來の命令文書ではなく、先の⑧〔126-127〕と同様、報告者側が既発の命令を繰り返したものである。報告の具体的内容については省略するが、これも郟宦大夫の人名が記されないことに注意しておきたい。

⑫「郟宦大夫黃軛」は、陳偉一九九六が「所誼」と分類した文書群のうちのひとつである。それによれば「所誼」は上級官員が下級官員に業務を付託した記録であり、担当官および案件に関する人名、日付を列挙した簡潔なリストである。⑬列挙される人名の中には官職や出身地などの情報を記さない者もよく見られるため、⑫は「郟宦大夫・黃軛」と別個に解するべきかもしれない。

[表三] 包山楚簡に見える「宮大夫」

①	兼陵宮大夫
②	邠易宮大夫
③	顔宮大夫持公遽具
⑧	兼陵宮大夫
⑧	兼陵之宮大夫
⑨	葉宮大夫左司馬越臧
⑨	葉宮大夫集陽公蔡遼盾
⑪	邠宮大夫
⑫	邠宮大夫（・）黃轍

包山楚簡に見える宮大夫の事例は以上に尽きる。あらためて表三に宮大夫の例のみ抽出しておいたが、ここで注意したいのは、宮大夫のみを単独で冠し、かつ個人名を伴うものは非常に限られているということである（⑫を除けば皆無ということになる）。ここで個人名を併記しているか否かということに注目したのは、次の事情に関わる。すなわち、宮大夫にはほとんど個人名が伴わない一方で、その他の「宮」を冠する官には例外なく人名を併記するという明瞭な区別が見出されるのである。

①⑧大宦、④臨易之宮司馬李珂、⑤（安陸？）少富陽申、⑥邠邠大宦屈庇、⑦邠（邠）之兵甲執事人宮司馬競丁は、すべて個人名を併記しており、その官職に就いていた特定個人が明示されている。なお⑩のみ「僕宮於邠（邠）」と、宮が動詞として用

いられるが、これはこうした「宮」を冠する職に就いたことを示すものであろう。^⑩

このように、個人名が併記されるか否かに着目すれば、「宮」を冠する官と宮大夫との性質の相

違が注目されてくる。すなわち「宮」を冠する諸官とは対照的に、宮大夫は概して個人を明示しない、曖昧な表現をとっていると理解されるのである。とすればやはり、宮大夫はそれ単独では特定の官職を指すようなものではなかったと言える。

これを踏まえていま一度①⑧を見てみよう。左尹以下中央官員のグループから兼陵に発せられた命令文書において、その宛先（受信者）は①「宮大夫」及び⑧「宮大夫司敗」であった。そして命令を実際に執行したのは、①では兼陵大宦、大駘尹師・郷公丁・士師墨・士師鄒慶吉、⑧では大宦、大駘尹師である。この呼称の変化は、命令が出された段階では「宮大夫」と曖昧な表現を取り、「宮大夫」側からの報告においてようやく具体的な官職名・個人名が明記された、との経緯で解すべきである。報告文書における担当者の自称は「宮大夫」ではなく、「大宦」などの官名そして具体的な個人に変わっている。さらに報告者の側には、宮大夫なる称謂を帯びる者は存在しない、言い換えれば、宮大夫が個人の自称とはならない、ということも特徴的である。

宮大夫とそれが実際に指す官職との対応がわかるのは①⑧に限られるが、その他の「宮」を冠する少宦・宮司馬といった官職も宮大夫に含まれると考えられる。これら宮大夫以外の「宮」を冠する官の方こそ、恒常的に置かれ特定の職務を持つ、「正式」な

官職名であろう。だからこそ、常に個人名を伴い、いかなる人物がそれに就いていたのかを明確にすることができたのである。「宦大夫」の呼称は、大宦以下「宦」を冠する複数の官職を包括したものと捉わなければならない。例えば従来、①⑧に宦大夫と宦が同時に現れることから「宦大夫＝大宦」とみなされることもあったが、それは正確ではない。大宦は宦大夫に含まれるのであって、両者は同義ではない。

「宦大夫」の呼称が包摂するのは、大宦・少宦・宦司馬といった「宦」諸官に限られず、①のように大驛尹・郷公・士師といった特段宦と関係なさそうなものも含む。さらには⑨「菓宦大夫左司馬越號」・「菓宦大夫集陽公蔡遜唐」のごとく、左司馬や集陽公といった「本職」と思しき官職名に加えて冠せられることもあった。これら「本職」が常に宦大夫に包摂されたかはなお検討の余地があるが、ここで推定できるのは、宦大夫の指す対象が極めて多様、緩やかであったということである。

以上の考察を総括しておこう。包山楚簡においては、大宦等「宦」諸官を含む複数の官を曖昧に、あるいは集合的に指す場合に、「宦大夫」の呼称が使用され、特定の個人を指す必要がある場合には「大宦某」や「宦司馬某」が用いられていた。その一端は、宦大夫にはほとんど個人名が伴わないという事実に見られてい

る。「宦大夫（の一人である）某」といった含意で個人名を伴うことも可能とは思われるが、⑫にその可能性がある以外にそうした事例は見あたらない。そのような場合には、⑨「菓宦大夫左司馬越號」・「菓宦大夫集陽公蔡遜唐」のように個人の「本職」を記すことが原則であった。従って宦大夫単体で自称になることも想定しがたく、果たしてそのような事例は少なくとも包山楚簡においては皆無である。^⑭

宦大夫は基本的に特定の官員個人を示すものではない。このことはまた、宦大夫が「宦」の長官まして「県」の長官といった存在ではなかったことをも示している。これまで、「宦」を郡県と同系統に並ぶ行政組織として、それらとの上下関係等を考えるといった方法が採られてきたが、宦大夫がその長官であるようなある一定の地理範囲というものを想定することは難しい。「郊宦大夫」や「菓宦大夫」という呼称の存在から、彼らが管轄する「郊宦」・「菓宦」という行政単位の存在は導き出せないのである。この問題はむしろ大宦・少宦・宦司馬とは何か、といった側面から分析してゆかねばならない。例えば本稿ではその字釈に従わなかったものの、「宦」舎」とする説のように、行政単位ではなく地方に設置された宿泊設備等のように解して、何らかの部署・施設^⑮とみなす見解の方が、方向性としてより適切であろう。

以上の所見は黄盛璋一九九四・劉信芳一九九七の「汎称」説に同調するものであるが、それらに付け加えることとして、個人名の併記という点で匱大夫とそれ以外の「匱」諸官が明別されているという事実を確認しえた。特に命令文書においては、あくまでも緩やかに、集合的に「匱大夫」と指定したうえで命令が下されていた。命令文書で受信対象をはっきり特定しないというのは一見不自然にも思えるが、受信側の当事者にとってはその命令の内容によって自明となるようなものであったはずである。その意味で、漢簡に類見する「下當用者」という文句が連想される。居延漢簡では例えば、

元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉下丞相、承書從事、下當用者、如詔書（10・33）^③

綏和元年六月癸卯朔庚午、大司空武下丞相、下當用者（254・10）

など枚挙に暇無いが、この「當に用うべき者に下せ」とは、「しかるべき担当者に指令を下せ」の意味であって、やはり担当者を明示しない形式である。かなり時代は離れるものの、ここから類推すれば、包山楚簡の命令文書において「匱大夫」宛という緩やかな指定の仕方でも命令が下されるのも理解できるだろう。「匱大夫」とは従って、「匱に関する担当者・責任者」程度の意味であ

ったと解しうる。ただしその内容は「匱」関連の職官という条件付きである点、漢簡の「當用者」と比べればより限定的ではある。

① 「郟客望困業之犬匱叙鷹」[25a] は検討の対象から除外した。この「犬匱」は合文であり、「犬匱」・「匱大」どちらも可能で意見が分かれている。また「郟（国からの）客である望困業（人名）」に属しているようであり、楚の官名とは無関係である可能性もある。劉信芳二〇〇三（一四五頁）は「大匱」と読み、「大」という地の「匱大夫」とみならず、根拠に欠けるため従えない。陳偉等二〇〇九（七〇頁）では「家匱」との解釈を提示しているが、その内容は不明である。

② 「諱」字の解釈として、「駭」とする胡平生一九九七、「察」とする裘錫圭説（荆門市博物館編一九九八、一五一頁）、「督」とする劉信芳二〇〇三（一九一―二頁）があるが、いずれも「しらべる」「調査する」の意味に捉えて大きくは異ならない。また、その字形についてもなお議論が確定していない（黄錫奎二〇〇一参照）。

③ 陳偉一九九六（六三頁）。

④ 陳偉等二〇〇九（六二頁）は、「左尹與鄴公賜・正妻恠……發尹利之命」[28A]の「與」を動詞とみなし、左尹から鄴公賜ら七人に命令が「與」えられたとする。つまり左尹・鄴公賜・正妻恠……らが共同で命令を出したとはみなさない（陳偉等二〇〇九（六二頁）も同じ）。しかしこの「與」は並列を示すと捉えるべきである。[41]に「蔡大夫怡之州里公周敝言於左尹與鄴公賜、儲尹嫫・正妻恠・正令翌・王私司敗過、少里喬與尹翌、鄴逢尹席・發尹利」とあり、ここでは「言於」の目的語として同様の左尹以下のグループが現れているため、この「與」を動詞で読むことはできない。同様の句形は[2b]にも見られる。これらに鑑みれば、「左尹與鄴公賜……」と示される左尹以下は一体として捉えるべきであるから、[28A]の「與」も並

列を示すと解釈すべきである。従ってここでは、命令を発信した側が「左尹と郟公賜・正妻怙……」の連名となっていると解した。また、報告文書〔297〕の宛先は明示されていないが、必然的にそれは本来「左尹與郟公賜・正妻怙……發尹利」であったと想定される。いずれにせよ、報告文書〔29〕において「子左尹命萊陵之宦大夫……」（左尹闕下が萊陵の宦大夫に命じられましたことには……）とあるため、命令の発信者を左尹、受信者を萊陵の宦大夫と解することに問題はない。

⑤ 「至（致）命」が「報命」（復命する）の意味であることは李家浩二〇〇一を参照。

⑥ 「阨門又敗」の解釈は陳偉一九九六（五二頁）に従ったが、その具体的な意味については意見が分かれている。同論考は詳細な含意は不明とする。廣瀬薫雄二〇〇七に諸説が整理されており、氏自身は「微問有敗」と解して「裁判は失敗するであろう（審案就会失敗）」の意とする。ただし、その前提として氏は「微問」を「被疑者ないし証人の召喚（徴）と訊問の執行（問）」と考えているが、受期間に最も多く見られる「不進」以延（一）を連れて出廷させなければ、「阨門又敗」の形式にこれを当てはめると、「出廷させる」と「召喚」が重複してしまい、不自然である。またその他の意見として、葛英会一九九六（九三頁）が「阨門」＝「上聞」と解し、「もし受期者が文書の指示の如く処置しなければ、上聞において落ち度ありとして処罰する」と解釈する。李家浩二〇〇六もこれに従っている。

⑦ 廣瀬薫雄二〇〇五は文書送達達の観点から〔136-138B〕において考察を加えている。

⑧ 「子」が上行文書における尊敬表現であることについては周鳳五一九九六が注意している。

⑨ なお⑧では「宦大夫司敗」に出された命令に、大宦・大駘尹が返答

している。「宦大夫司敗」が、「宦大夫と司敗」であるのか「宦大夫でありかつ司敗」であるのか判断しがたい。特に命令を受けたはずの萊陵側の「司敗」が報告文書中に見えないが、大駘尹が司敗に含まれると解釈すべきであろうか。

⑩ ここでは「具王之鬻一青犧之賈」を売買に供された何らかの品物と考えた。劉信芳二〇〇三（一二三頁）は「具王之鬻」について、「具」字を「広」に読み、楚王の祭祀規模を拡大することと考えている。しかしそれでは「鬻」＝賈賣の目的語としては適当ではなく、数年（「□歲」・「盛公勝之歲」）を経てようやく交渉が決着したこととも整合しないと思われる。

⑪ この文字にも議論があり、必ずしも満足に解釈できるわけではないが、ここでは劉信芳二〇〇三（一二三頁）に従っておく。

⑫ 湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一aは〔7〕、〔30〕の宦大夫の後に頓号を付し「某宦大夫・某公」のように読む。これに対し黃盛璋一九九四は後続の官名と連続させるべきであることを主張しており、その意見が有力である。詹今慧二〇〇八も(b)のように解すべきことを指摘する。陳偉一九九六の釈文ではすべて頓号を付けておらず、劉信芳二〇〇三・陳偉等編二〇〇九も同様である。

⑬ なお「執事人」は表中の⑦にも「郟（鄒）之兵甲執事人宦司馬競丁」と見える。「執事人」に接続する「咎」や「兵甲」は、その「執事」する内容を示すのであろう。

⑭ 陳偉一九九六（三〇頁、六五頁）。「所誣」類に関する專論として廣瀬薫雄二〇〇一がある。

⑮ これを劉信芳一九九七等は「郟の宦大夫となった」と解釈するが、本稿の所見に従えば、より具体的な「大宦」等の官に就いたと考えるべきである。

⑯ 肖毅二〇〇一に印譜等に見える「宦大夫」名義の楚璽が言及されて

おり、そこには、江陵行匭大夫・上歇匭大夫璽・上場（唐）行匭大夫

璽・下蔡匭大夫璽・山維行匭大夫璽如・郢（番）匭大夫璽の六点が挙げ

られている（なお肖毅氏は「匭」を「璽」とする陳偉説に従う）。韓自

強・韓朝二〇〇〇にはさらに阜陽出土の鄒厚行匭大夫璽・新東陽匭大

夫璽の二点が挙げられている。いずれも「地名＋匭大夫」もしくは「

地名＋行匭大夫」の形式である。これらは一見特定の官職名を示し

ているようにも思えるが、必ずしもそうとは考えられない。本稿の知

見に基づきその用途を考えると、例えば中央に提出する報告文書にお

いて①⑧のように大匭以下諸官が連名で文書を作成した際、「匭大

夫」という名義をいわば集合的な自称とし、その璽印を以て封印した

といった過程が想定できよう。なお韓自強・韓朝二〇〇〇は楚璽の

「行匭大夫」に関して、楚が秦の逼迫に遭い東遷したのち、旧支配地

を矯置した地の長官を「行匭大夫」と称したとする（この見解は黃盛

璋一九九四に既に提示されている）。「行匭」が包山楚簡に見られず、

淮河流域出土楚璽に事例が集中しているという興味深い指摘もなされ

ているが、果たして戦国楚に矯置の制があったのか、またあったとし

てもそれがなぜ「行匭」と称されるのか疑問が残る。

⑰ 「匭司馬」の例があることから、それは軍事関連の施設や部署を含

むものであっただろう。また、璽印として数件見られる「左匭」「右

匭」（故宮博物院編一九八一、0255—0257）は、戦国期青銅兵器銘文

等の「左匭」「右匭」との類似を窺わせる。このことも「匭」が行政

単位そのものではなく、地方に附置された機構であったことを示唆する。

⑱ 居延漢簡の積文は謝桂華・李均明・朱国焯一九八七による。

おわりに

そもそも匭大夫が特定の官職名として考えられていたことの背

景には、その呼称が直ちに「邑大夫」を連想させるということが

ある。文献史料の邑大夫は、『左伝』襄公三十一年「子皮欲使尹

何爲邑」の杜注「爲邑大夫」に端的に示されているように、某地

を統治する長官と一般に解されている。いま『左伝』にそれを確

認すれば、

趙衰爲原大夫、狐溇爲温大夫。（傳公三十五年）

（申公巫臣）遂奔晉、而因郤至、以臣於晉。晉人使爲邢大夫。

（成公二年）

羽頡出奔晉、爲任大夫。（襄公三十年）

などがある。このように邑ないし県の「大夫」は『左伝』に頻見

するところであり、これを当地の「長官」とみなすこと自体は、

その性格をどう捉えるかは別として問題ない。

ところが、実のところ邑大夫という熟語そのものは『左伝』を

はじめ先秦文献には見られない^①。確かに先秦文献には某地の「大

夫」が現れるが、これを「邑大夫」なる名称で一般化して呼ぶこ

とは確認できないのである。従って現存の資料に拠る限り、地方

の大夫の総称としての「邑大夫」は、注疏をはじめとするより後

代の目線から先秦文献の大夫を説明したものに過ぎない。我々が用いる「邑大夫」はいわば歴史用語であって、先秦時代の同時代的表現ではないことに留意が必要である。

先秦文献において地方の長官と目される「(某地の)大夫」は、「原大夫」「邢大夫」のように地名に直接「大夫」が連続するのに対し、包山楚簡の「郟富大夫」「葉富大夫」は、あくまでも某地の「富の」大夫であって、「某地の大夫」というわけではない。具体的に言えば、「原大夫」は「原の大夫」であり、「郟富大夫」は「郟(に属する)富の大夫」であるということになる。極めて単純なことであるが、某地の大夫か、某地の富の大夫か、という相違がここにはある。

「富大夫」から「邑大夫」を連想する論者は、「邑大夫」が後代的表現であることにほとんど留意していない。本来「某富大夫」は「邑大夫」と同列には語れなかつたのである。富大夫のように文献史料からの連想が得やすいものほど類推に頼りがちになるが、安易に既存の資料に引きつけることの危険性がここにも看取される。それゆえに、出土資料そのものを起点とした考証を積み重ねてゆくことが要請される。何より時代範囲が明確である包山楚簡の資料価値は、そうした作業の立脚点として適しているという点にも存するのである。

① 「邑大夫」と熟するのは少なくとも漢代以降と考えられる。「史記」本文にはほとんど出現せず、田敬仲完世家「婁子使其兄弟宗人盡爲齊都邑大夫」に、「都邑大夫」が見えるのみである。その他は「史記集解」に見え、秦本紀康公六年の「集解」「服虔曰、晉之魏邑大夫」や、齊太公世家の「集解」「賈逵曰、棠公、齊棠邑大夫」がある。

引用文献

〔和文〕

- 池田雄二二〇〇八 「中国古代の律令と社会」汲古書院。
土口史記二〇〇七 「春秋時代の領域支配——邑の支配をめぐって——」『東洋史研究』六五―四、一―三八頁。
——二〇一〇a 「県」の承譜——「商鞅県制」の前提として——」『日本秦漢史学会会報』一〇(待刊)。
——二〇一〇b 「先秦期における「郡」の形成とその契機」『古代文化』六一―四、五六―七五頁。
廣瀬薫雄二〇〇一 「包山楚簡所記分析」『郭店楚簡の思想史的研究』五、二二九―二六七頁。
藤田勝久一九九八 「包山楚簡研究の新段階——陳偉著『包山楚簡』初探——」『中国出土資料研究』二、三二九―三三九頁。
——二〇〇五 「中国古代国家と郡県社会」汲古書院。
松井嘉徳二〇〇二 「県」制の溯及——周代国制の研究——」汲古書院、二五六―二七六頁。
榊山明一九九四 「春秋・戦国の交」『古代文化』四六一―一、三一八頁。

〔中文〕

陳偉一九九六 『包山楚簡初探』武漢大学出版社。

- 陳偉等二〇〇九 「楚地出土戰國簡冊〔十四種〕」 經濟科學出版社。
葛英会一九九六 「『包山』簡文釈詞附則」 『南方文物』一九九六—三、
九二—九五頁。
- 顧久幸一九九三 「楚國地方基層行政機構探討」 『江漢論壇』一九九三
一七、五八—六〇頁。
- 故宮博物院編一九八一 『古璽彙編』 文物出版社。
- 廣瀨薰雄二〇〇五 「楚國行書制度管窺」 楚文化研究会編 『楚文化研究
論集』 六、湖北教育出版社、二〇一—二二頁。
- 二〇〇七 「包山楚簡《受期》、『阡門』又敗」 再探」 武漢大學簡
帛研究中心主辦 『簡帛』 二、上海古籍出版社、五三一—六一頁。
- 韓自強・韓朝二〇〇〇 「安徽阜陽出土楚國官璽」 『古文字研究』 二二、
一七六—一八〇頁。
- 湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一 a 「包山楚簡」 文物出版社。
——一九九一 b 「包山楚墓」 上冊、文物出版社。
- 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系編二〇〇〇 『九店楚簡』 中華
書局。
- 胡平生一九九七 「說包山楚簡的「謄」」 『第三屆國際中國古文字學研討
會論文集』 香港中文大學中國語言及文學系・香港中文大學中國文化研
究所、六六三—六六九頁。
- 黃盛璋一九九四 「包山楚簡中若干重要制度發復與爭論未決諸關鍵字解
難・決疑」 『湖南考古輯刊』 六、一八六—一九九頁。
- 黃錫全二〇〇一 「楚簡「謄」字簡析」 李學勤・謝桂華主編 『簡帛研究
二〇〇一』 廣西師範大學出版社、六一—三頁。
- 荆門市博物館編一九九八 「郭店楚墓竹簡」 文物出版社。
- 李家浩二〇〇一 「包山祭禱簡研究」 李學勤・謝桂華主編 『簡帛研究
二〇〇一』 廣西師範大學出版社、二五—三六頁。
- 二〇〇六 「談包山楚簡『婦鄧人之金』一案及其相關問題」 復
旦大學出土文獻與古文字研究中心編 『出土文獻與古文字研究』 一、一
六—三三頁。
- 李天虹二〇〇五 「楚簡文字形体混同・混譌舉例」 『江漢考古』 二〇〇
五—三、八三—八七頁。
- 劉信芳一九九七 「包山楚簡職官與官府通考（上）」 『故宮學術季刊』 一
五一—四五—七〇頁。
- 二〇〇三 「包山楚簡解詁」 芸文印書館。
- 魯鑫二〇〇八 「包山楚簡州・里問題研究續述」 『中原文物』 二〇〇八
一、九九—一〇三頁。
- 羅運環一九九一 「論包山簡中的楚國州制」 『江漢考古』 一九九一—三、
七五—七八頁。
- 二〇〇二 「匱字考辨」 『古文字研究』 二四、三四五—三四六
頁。
- 二〇〇五 「積包山楚簡窳敵匱三字及相關制度」 李學勤・謝桂
華主編 『簡帛研究』 二〇〇二、二〇〇三 廣西師範大學出版社、六一—
一頁。
- 駱宇壽・段書安編二〇〇六 『二十世紀出土簡帛綜述』 文物出版社。
- 朴俸柱二〇〇五 「戰國楚的地方統治體制——關於「臬邑」支配體
制」的試論之一部分」 李學勤・謝桂華主編 『簡帛研究』 二〇〇二、二〇
〇三 廣西師範大學出版社、一三一—三三頁。
- 王穎二〇〇八 「包山楚簡詞彙研究」 廈門大學出版社。
- 肖毅二〇〇一 「古璽所見楚系官府官名考略」 『江漢考古』 二〇〇一—
二、三八—四五頁。
- 謝桂華・李均明・朱國焯一九八七 『居延漢簡積文合校』 文物出版社。
- 顏世鉉一九九七 『包山楚簡地名研究』 國立台灣大學中國文學研究所碩

士論文。

詹今慧二〇〇八 「『包山楚簡』法律文書封建郡縣權力結構初探」高明教授百歲冥誕紀念學術研討會發表資料。

趙平安二〇〇三 「戰國文字中的『死』及其相關問題研究——以與泉有閔的資料為中心」張光裕主編『第四屆國際中國古文字學研討會論文集——新世紀的古文字學與經典詮釋』香港中文大學中國語言及文學系。

五二九—五四〇頁。

周鳳五二九九六 「包山楚簡『集箸』『集箸言』析論」『中國文字』新二一、二二—二四九頁。

〔付記〕 本稿は平成二一年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（日本學術振興會特別研究員）

which are in descending order of prestige, the Guowang yin 國王印, a seal awarded to kings, the Guiyi yin 歸義印, a seal for princes and nobles, and the Shuaishan yin 率善印, a seal for those of lesser status. Therefore the Seal of the King of Wo who is Friendly to Wei was of the first rank and the seals of the Leader of the Court Gentlemen who Leads for the Good and that the Commandant were of the third.

In the northeast Asian region, the period in which Wo (Wa) appears in *Gishi Wajinden* is the period of the destruction of the Gongsun 公孫 lineage and the subsequent expansion of Wei to the northeast. I have demonstrated that the bestowal of the Seal of the Leader of the Court Gentlemen who Leads for the Good and the Seal of the Commandant 校(都)尉 who Leads for the Good in Three Han 三韓 and Wo during such a period were extraordinary examples of such official seals.

The Terms *Yi* and *Yidafu* in the Baoshan Chu Bamboo Strips

by

TSUCHIGUCHI Fuminori

The Chu dynasty bamboo strips from Baoshan 包山 are extraordinarily rare primary source materials revealing the Chu administrative system during the Warring States period. This study focuses on the units of local government found therein, examining the terms *yi* 富 and *yidafu* 富大夫 in particular. The majority of scholars in most research have understood *yi* as roughly the equivalent of *xian* 縣, usually translated as district. Thus, *yidafu* has been thought to refer to the highest official in the district, i.e., district magistrate, however, the theory that *yidafu* was simply an appellation for officials in general is also worthy of consideration.

In order to test this second view, I have analyzed the cases in which the word *yi* appears in the Chu Baoshan strips. As a result of this analysis, I have clarified that the fact that the term *yidafu* never appears in tandem with a personal name and that the offices such as *dayi* 大富 and *yisima* 富司馬 invariably appear combined with a personal name. Thus, one can see that *yidafu* was not an official title that was used to specify a particular individual. In the Chu bamboo strips *yidafu* is used ambiguously to designate *dayi* and various offices that included the word *yi*, or to specify those offices collectively, but when it was necessary to designate a specific individual, the titles *dayi* and *yisima* were employed. This indicates in conclusion that *yidafu* cannot be understood as the senior official of the jurisdiction *yi*.